

調査事項② スイス国際私法典第 12 章 国際仲裁

CAS 仲裁判断の取消、再審制度

Challenges to the CAS Arbitral Awards

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

2019/03/29

目次

第1	イントロダクション	1
第2	仲裁判断の取消制度	2
1	仲裁判断の取消制度の概要	2
2	仲裁判断の取消事由	4
3	仲裁判断の取消手続	12
4	仲裁判断の取消しの効果	17
5	費用	17
第3	仲裁判断の再審制度	18
1	仲裁判断の再審制度の概要	18
2	仲裁判断の再審事由	18
3	仲裁判断の再審手続	19
4	再審命令の効果	19
第4	欧州人権裁判所への提訴	21
1	概要	21
2	スポーツ仲裁における実例	21
	参考文献	22

作成者

弁護士 杉山 翔一 (Field-R 法律事務所/チューリッヒ大学客員研究員)

第1 インTRODクシヨN

スポーツ界においては、国際競技団体や国内競技団体の内部の機関として¹、又は、競技団体の外部の第三者機関として²、仲裁の仕組みを利用した紛争解決制度（以下「スポーツ仲裁制度」という）が置かれている。スポーツ仲裁制度は、スポーツに関連する紛争が迅速に解決される要請が高いことから、仲裁制度の柔軟な手続進行で、かつ、1回の判断で終結する、という特性を活用した紛争解決制度である。

スイスのローザンヌに本拠をもつスポーツ仲裁裁判所（The Court of Arbitration for Sport: CAS）は、主に、国際的なスポーツ関連紛争を取り扱う紛争解決機関であるところ³、CASの提供する紛争解決手続の中には、スイス・ローザンヌを仲裁地とするスポーツ仲裁制度も含まれている⁴。今日、国際オリンピック委員会、国際サッカー連盟及び世界アンチ・ドーピング機構（World Anti-Doping Agency: WADA）⁵が、当該団体に関連する紛争に関し、CASの仲裁手続の管轄を定めている結果、CASのスポーツ仲裁制度は、その年間取扱事案の件数が年間600件程度に至っている⁶。

ところが、近年、CASが行う仲裁判断に対して、Swiss Federal Tribunal（以下「スイス連邦最高裁判所」又は「SFT」という）における取消請求が行われる件数が増加している⁷。また、スイス連邦最高裁判所の判断に関する訴訟が、スイス連邦を被告として欧州人権裁判所へ提訴されている。このように、仲裁判断「後」の手続が実施されているため、必ずしもスポーツ関連紛争が「1回」の仲裁判断によって解決されているわけではない。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、わが国の弁護士が、CASのアドホック部及びアンチ・ドーピング部における仲裁代理を行うことも想定される。両部の仲裁にはスイス国際私法典が適用されるため、仲裁代理人には、両部における仲裁判断後の手続を認識しておくことも求められる。

そこで、本稿では、CAS仲裁判断を事後的に争う手続を概観する。本稿の対象となる制度は、スイス国際私法典（Act on Private International Law: PILA）第12章に基づく仲裁判断の取消制度（第2）、スイスにおける国際仲裁制度において判例上認められている仲裁判断の再審制度（第3）、及び欧州人権裁判所における訴訟（第4）である。

なお、本稿の対象となるCASの事案は、スイス国際私法典第12章の適用対象となる国際仲裁事案に限るものとする（PILA176条1項）⁸。

¹ 例えば、国際バスケットボール連盟の Basketball Arbitral Tribunal、国際サッカー連盟の FIFA Dispute Resolution Chamber、Players Status Committee など。

² イギリスにおいては、Sport Resolutions、カナダにおいては、Sport Dispute Resolution Center of Canada、日本においては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が、競技団体外部の国内仲裁機関である。

³ CAS ウェブサイト、<https://www.tas-cas.org/en/index.html>（2019.3.25 アクセス）

⁴ D. Mavromati & M. Reeb, *The Code of the Court of Arbitration for Sport*, p.401

⁵ アンチ・ドーピング規則違反にかかる紛争等については、WADAが定める世界アンチ・ドーピング規程（World Anti-Doping Code）が、仲裁制度を紛争解決の仕組みとして指定している（WADC13条 Appeal）。

⁶ CAS, *Statistics 1986-2016*, <https://www.tas-cas.org/en/general-information/statistics.html>（2019.3.25 アクセス）

⁷ Antonio Rigozzi, *Challenging Awards of the Court of Arbitration for Sport*, *Journal of International Dispute Settlement*, Vol. 1, No. 1 (2010), p. 217

⁸ スイスを仲裁地とする仲裁には、当事者のいずれか1名が、仲裁合意が締結されたときにスイスに住居

第2 仲裁判断の取消制度

1 仲裁判断の取消制度の概要

(1) 制度の特徴

仲裁制度は、仲裁人による1回の判断で終結することを特徴とする紛争解決制度であるところ、各国の仲裁法は、仲裁手続や仲裁判断の内容に誤りがあった場合等に備えて、裁判所による例外的な救済制度を設けている⁹。

仲裁地がスイスにある仲裁のうち、国際仲裁事案を規律する手続法は、スイス国際私法典第12章である¹⁰。このスイス国際私法典第12章には、仲裁判断の取消制度も規定されている(PILA190条2項)¹¹。そのため、スイスにおける国際仲裁事案の仲裁判断に取消事由(PILA190条2項各号)がある場合、スイス連邦最高裁判所に当該仲裁判断の取消しを求めることができる。

他方で、スイスを仲裁地とする国際仲裁にかかる仲裁判断の取消請求は、スイス国際私法典190条第2項に規定された事由に限定されている。また、取消しの判断は、スイス連邦最高裁判所において、1回に限り仰ぐことができるに留まっている(PILA191条、連邦最高裁判所法¹²77条)。さらに、後述するとおり、取消しの手続は、原則書面審理で行われるため、簡潔かつ迅速である¹³。こうした取消請求の特徴により、スイスを仲裁地とする国際仲裁制度は、安定していると言われている。

冒頭でも述べたとおり、近年、スイス連邦最高裁判所の係属事案数が増えてきている。これは、スポーツ仲裁事案にかかる仲裁判断の取消しが求められる件数が増えているからと言われている¹⁴。2017年に、スポーツ関連紛争に係る仲裁判断の取消しが求められた件数は、21件である¹⁵。

以下では、スポーツに関連する紛争事例を例として取り上げつつ、スイスを仲裁地とする仲裁事案にかかる仲裁判断の取消制度について、概観する。

又は常居所を有していない場合、スイス国際私法典第12章が適用される(PILA176条1項)。

⁹ Gabrielle Kaufmann-Kohler&Antonio Rigozzi, *International Arbitration Law and Practice in Switzerland*, Ch 8 The Annulment and Enforcement of the Award, p.420, para 8.01

¹⁰ スイス国際私法典第12章は、176条から194条までの19条の条文数で、スイスにおける国際仲裁を規律している。

¹¹ 1989年から1997年までに仲裁判断の取消訴訟に関し、576件のスイス連邦裁判所の判断が出されている。申立てのうち、本案についての決定がされたのは、438件(76%)、要件を欠くとして却下されたのが78件(14%)、撤回されたのが60件(10%)である。要件を欠くとされた理由は、期限徒過、費用の未納などの理由がある。

¹² Bundesgesetz über das Bundesgericht (連邦最高裁判所法)は、以下のリンクから、独・仏・伊・ロマンシュ語にて参照可能である <https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/20010204/index.html>

¹³ 申立てから判断までの期間は4ヶ月から6ヶ月程度である(Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8 The Annulment and Enforcement of the Award, p.424, para 8.13)

¹⁴ 代表的な事例として、Decision 4P.217/1992 of 15 March 1993 (Gundel v FEI), ATF 119 II 271, CAS Digest I, p. 545がある。

¹⁵ Felix Dasser & Pilor Wojtowicz, *Challenges of Swiss Arbitral Awards-Updated Statistical Data as of 2017*

(2) 総則

ア 取消しについて管轄を有する裁判所

スイスを仲裁地とする国際仲裁事案にかかる仲裁判断の取消請求について管轄権を持つのは、スイス連邦最高裁判所である（PILA191条1項）。すなわち、仲裁判断の取消請求は、直接スイス連邦最高裁判所に対して行われる。

この仲裁判断の取消手続には、連邦最高裁判所法77条が適用される（PILA191条）。

イ 取消対象となる仲裁判断

スイス国際私法典は、「仲裁判断」は取消しの対象となる旨を規定するところ、ここでいう仲裁判断の定義については、何ら規定がない（PILA190条）。そこで、いかなる「仲裁判断」が取消しの対象となるのかが問題となる。

この点、仲裁手続中において行われる「中間判断」（PILA188条）も取消しの対象となるとされている¹⁶。

また、「予備的判断」（PILA190条3項）も取消しの対象となるが、取消事由は、スイス国際私法典190条2項a号及びb号に限られている（PILA190条3項）¹⁷。

管轄がない旨を判断した仲裁判断に対しても、取消請求を行うことができる¹⁸。なお、当該判断が予備的判断によってなされた場合は、取消事由はa号及びb号に限られる（PILA190条3項）。他方、当該判断が最終の仲裁判断としてなされる場合は、スイス国際私法典190条2項各号のいずれの事由も取消事由となる。

ウ 取消権の合意による排除

当事者は、取消権放棄の合意により、スイスの裁判所の管轄及びスイス国際私法典の適用を排斥することができる（PILA192条）。但し、取消権の放棄は、両当事者のいずれもがスイスに地域的なつながりをもたない場合で、かつ、取消権を放棄する旨が仲裁合意又は書面により明示的に合意されたときに限られる（PILA192条1項）¹⁹。

また、過去の連邦最高裁判所の判例において、スポーツ団体の規則において、予め取消権を放棄することはできないとの判断が下されている²⁰。

エ 取消権の黙示的放棄

当事者が、取消事由について、仲裁手続中に異議を述べなかった場合、取消請求権の黙示的放棄になる。

¹⁶ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8 The Annulment and Enforcement of the Award, p.426, para 8.19

¹⁷ Manuel Arroyo, *Arbitration in Switzerland The Practitioner's Guide*, Volume I, Ch 2 Commentary on Chapter 12, 267 頁

¹⁸ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8 The Annulment and Enforcement of the Award, p.426, para 8.20

¹⁹ 谷口安平・鈴木五十三編著、国際商事仲裁の法と実務、丸善雄松堂、405 頁

²⁰ Arroyo, Volume I, Ch 2 Commentary on Chapter 12, p.386, para 33-36

現在、この判例法を条文化する改正が検討されている（PILA 改正案 182 条 4 項）。

2 仲裁判断の取消事由

(1) 総論

ア 法律上定められた取消事由

スイスの国際仲裁における取消事由は、スイス国際私法典 190 条 2 項に定められた事由に限られている（限定列举）²¹。

スイス国際私法典第 12 章は、仲裁判断の取消事由として、次の 5 つの事由を定めている（PILA190 条第 2 項）²²。

（参考訳）

- a) 単独仲裁人が適切に選定されなかった場合又は仲裁パネルが適切に構成されなかった場合
- b) 仲裁パネルが管轄を誤って認め、又は認めなかったとき。
- c) 仲裁パネルの判断が、仲裁パネルに提出された主張の範囲を超えるものであるとき、又は仲裁パネルが請求の事項の一つを判断しなかったとき。
- d) 当事者の平等取扱いの原則又は当事者の聴聞を受ける権利が侵害されたとき。
- e) 公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

このうち、a) から d) については、手続的瑕疵を定めるもので、e) のみが実体に関する瑕疵を定めるものである²³。他方で、事実認定や法の適用、証拠の評価について、恣意性があったことは、取消事由とは定められていない²⁴。したがって、それ以外の理由に基づく請求は、却下となる²⁵。

これまでに CAS の仲裁判断の取消しが認められた事例は、次の表 1 のとおりである。以下では、スイス国際私法典 190 条第 2 項の取消事由の概説を加えつつ、CAS の仲裁判断が取り消された事例を簡単に紹介する。

²¹ Arroyo, Volume I, Ch 2 Commentary on Chapter 12, 266 頁, para 3-5

²² 谷口・鈴木 397 頁

²³ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8 The Annulment and Enforcement of the Award, p.467, para 8.132。日本の仲裁法でいえば、a) 号が 44 条 6 号、b 号が同条 1 号、2 号、7 号、c 号が 5 号、d 号に、3 号、4 号、e 号が 8 号に近いものと考えられる。

²⁴ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8 The Annulment and Enforcement of the Award, p.466, para 8.130

²⁵ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8 The Annulment and Enforcement of the Award, p.425, para 8.16

(表 1) CAS の仲裁判断の取消しが認められた事例

	CAS 事案番号	取消事由	日付	SFT 事案番号
1	CAS 2008/A/1564	PILA190 条 b 号	2009 年 11 月 6 日	4A_358/2009
2	CAS 2009/A/1764	PILA190 条 b 号	2010 年 5 月 3 日	4A_456/2009
3	CAS 2010/O/2197	PILA190 条 b 号	2013 年 1 月 17 日	4A_244/2012
4	CAS/2012/A/2915	PILA190 条 b 号	2014 年 8 月 28 日	4A_6/2014
5	CAS 2016/A/4554	PILA190 条 b 号	2018 年 1 月 22 日	4A_432/2017
6	CAS 2010/O/2250	CPC ²⁶ 393 条b号	2012 年 3 月 8 日	4A_627/2011
7	CAS 2005/A/951	PILA190 条 d 号	2007 年 3 月 22 日	4P.172/2006
8	CAS 2007/A/1371	PILA190 条 d 号	2009 年 2 月 9 日	4A_400/2008
9	CAS 2010/O/2166	PILA190 条 d 号	2011 年 3 月 17 日	4A_600/2010
10	CAS (事案番号不明)	PILA190 条 d 号	2015 年 1 月 15 日	4A_246/2014
11	CAS 2010/A/2261 CAS 2010/A/2263	PILA190 条 e 号	2012 年 3 月 27 日	4A_558/2011
12	CAS 2009/A/1765	PILA190 条 e 号	2010 年 4 月 13 日	4A_490/2009

(2) a) 単独仲裁人が適切に選定されなかった又は仲裁パネルが適切に構成されなかった場合

ア 原則

スイス国際私法典は、仲裁パネルが適切に構成されなかった場合に、仲裁判断が取り消されうることを定めている (PILA190 条 a)号)。

本号は、当事者に公平な裁判を受ける権利を保障するものであり、スイス憲法 30 条 1 項及び欧州人権条約 6 条 1 項の要請を反映したものである²⁷。本号にいう「仲裁パネルが適切に構成されなかった場合」には、仲裁パネルの選任がPILA179 条の下における当事者の合意に従わなかった場合 (PILA179 条 1 項)、及び、仲裁人が独立性及び中立性を欠く場合 (PILA180 条) を含んでいる。

当事者は、適切に選定されなかった場合又は仲裁パネルが適切に構成されなかったとする取消事由を認識した場合、すぐに異議を述べなければならない^{28,29}。したがって、本号の取消しが認められる場合とは、仲裁手続中に異議事由が認識され、当該事由に基づく異議を行ったが、棄却された場合、又は、仲裁判断が下された後に当該事由を認識した場合に限られる³⁰。

²⁶ スイス民事手続法参照

²⁷ Arroyo, Volume I, Ch 2 Commentary on Chapter 12, p. 271, para 17

²⁸ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.467, para 8.135

²⁹ Arroyo, Volume I, Ch 2 Commentary on Chapter 12, p. 275, para 29

³⁰ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.468, para 8.136

イ CAS 仲裁判断が争われた事例

当事者（請求人）は、CASがニューヨーク条約の意味における真の仲裁パネルではないこと、ICASのメンバーに競技団体からの影響があること等を主張して、請求人がスイス国際私法典 190 条 2 項a)号に基づき、CASの仲裁判断の取消請求を行った事案において、スイス連邦最高裁判所は、過去の裁判例（2003 年 5 月 27 日付けLazutina 判断³¹及び 2016 年 6 月 7 日付けドイツ連邦最高裁判所判決³²）に照らして、スイス国際私法典 190 条 2 項a)号の取消事由は認められないとしている（4A_260/2017³³）。

(3) b) 仲裁パネルが管轄を誤って認め、又は認めなかった場合

ア 原則

スイス国際私法典は、仲裁パネルが管轄を誤って認め又は認めなかった場合、仲裁判断は取り消され得ることを定めている（PILA190 条 2 項 b)号）。仲裁パネルは、自身が管轄を持っているかについて判断することができるが、本号の規定により、当該判断は事後的にスイス連邦最高裁判所において審査される。

本号による取消しは、仲裁可能性（Arbitrability）がない場合（PILA177 条）、仲裁合意の形式的要件を欠く場合（PILA178 条）、仲裁合意の存在、有効性、範囲などを理由に仲裁パネルが管轄の判断を誤った場合（PILA186 条）に、主張することができる。他方で、当事者適格を欠くこと³⁴や、当事者の委任を受けずに「fairness」や「公正で善なるものに従って」仲裁判断を行った場合の問題は、190 条 2 項e)号の問題と考えられている³⁵。

本条による取消しを主張する当事者は、原審において本条の事由を主張していなければならず、原審において主張していない場合は、後に取消しを主張することはできない³⁶。

イ CAS 仲裁判断が争われた事例

本号の仲裁判断の取消事由は、CASの仲裁判断の取消請求に際し、最も多く主張されている事由である³⁷。過去に、190 条 2 項b)号により、CASの仲裁判断が取り消さ

³¹ スイス最高裁判例レポート（ATF） 129 III 445

³² 原文はドイツ語である。CAS が公開している英語翻訳は、以下のリンクを参照。English translation KZR 6/15, http://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Pechstein_ISU_translation_ENG_final.pdf（2019.3.25 アクセス）

³³ 4A_260/2017,

<http://www.swissarbitrationdecisions.com/sites/default/files/20%20f%C3%A9vrier%202018%204A%20260%202017.pdf>（2019.3.25 アクセス）なお、本稿で挙げるスイス連邦最高裁判所の判断の原文については、以下のウェブサイトから検索可能である。https://www.bger.ch/index.htm

³⁴ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.473, para 8.149

³⁵ Gabrielle Kaufmann-Kohler & Blaise Stucki, *International Arbitration in Switzerland A Handbook for Practitioners* (2004), p. 145

³⁶ Arroyo, Volume I, Ch 2 Commentary on Chapter 12 of PILS, p. 284, para 47

³⁷ Mavromati & Reeb, p. 568, R59 Award, para 21. 同書執筆時点で、34 件の取消請求があり、5 件の CAS の仲裁判断が取り消されている。

れた事例として、次の事案がある。

- ① 競技者が、ある特定の競技大会に関するエントリーフォームにおいてCASの管轄を認めていた場合に、当該エントリーフォームによっては、当該特定の競技大会以外の管轄は認められないとして、CASの仲裁判断（CAS 2008/A/1564）が取り消された事例（4A_358/2009³⁸）
- ② ある競技者が、アンチ・ドーピング規則違反を理由に、国内競技団体内の規律パネルにより資格停止処分を課されたが、CASは、当該資格停止処分を取消す旨の仲裁破断を下した。そこで、相手方競技団体が、スイス連邦最高裁判所へ上訴したところ、当該競技者はアンチ・ドーピング規則によれば「国際レベルの競技者」には当たらないことから、CASの管轄が認められないとして、CASの仲裁判断（CAS 2009/A/1764）が取り消された事例（4A_456/2009³⁹）
- ③ 競技者とクラブとの間の雇用契約においてはCASの管轄が定められていたが、両者の間で締結された和解合意においては、CASの管轄が認められないとして、和解合意にかかる紛争を裁定したCASの仲裁判断（CAS 2010/O/2197）が取り消された事例（4A_244/2012⁴⁰）
- ④ クラブと選手との間の雇用紛争において、クラブが選手に対して40万ポンドを支払うことを認めたFIFA DRCの決定を取り消したCASの仲裁判断について、CASが、申立人が取り下げた請求に関する部分を取り消したことがCASの管轄違反として、CASの仲裁判断の一部が取り消された事例（4A_6/2014）⁴¹
- ⑤ サッカー選手と選手エージェントとの間のエージェント契約において、アルゼンチンの裁判所の管轄が定められていた事案において、当該エージェント契約の管轄条項によれば、CASの管轄が認められないとして、CASの仲裁判断（CAS 2016/A/4554）が取り消された事例（4A_432/2017⁴²）。
- ⑥ アイスホッケーの国際競技団体であるIIHFが、スイス国内競技団体SIHF及びスイス国内リーグNL-GmbHとの間で合意（以下「本件合意」という）を結んでおり、当該契約に関する紛争についてCASの専属管轄を認める定めがあった。

³⁸ 4A_358/2009

<http://www.swissarbitrationdecisions.com/sites/default/files/6%20novembre%202009%204A%20358%202009.pdf>
(2019.3.25 アクセス)

³⁹ 4A_456/2009

<http://www.swissarbitrationdecisions.com/sites/default/files/3%20mai%202010%204A%20456%202009.pdf>
(2019.3.25 アクセス)

⁴⁰ 4A_244/2012,

<http://www.swissarbitrationdecisions.com/sites/default/files/17%20janvier%202013%204A%20244%202012.pdf>
(2019.3.25 アクセス)

⁴¹ 4A_6/2014,

<http://www.swissarbitrationdecisions.com/sites/default/files/28%20ao%C3%BBt%202014%204A%206%202014.pdf>
(2019.3.25 アクセス)

⁴² 4A_432/2017,

<http://www.swissarbitrationdecisions.com/sites/default/files/22%20janvier%202018%204A%20432%202017.pdf>
(2019.3.25 アクセス)

NL-GmbHのクラブ（以下「本件クラブ」という）がIIHFに対して、未払賞金の支払いを求めて、CASの通常仲裁部に仲裁を申し立て、同事案の仲裁パネルは、CASの管轄を認める中間判断を下した。これに対し、IIHFが、スイス連邦最高裁判所に取消請求を行ったところ、本件合意の管轄の範囲は本件クラブまでは及ばないとして、スイス民事手続法 393 条b号の取消事由が認められ、CASの中間判断（2010/O/2250）が取り消された事例（4A_627/2011⁴³）。

（4）c) 仲裁パネルの判断が、仲裁パネルに提出された主張の範囲を超えるものである場合、又は仲裁パネルが請求事項の一つを判断しなかった場合。

ア 原則

仲裁パネルの判断が、仲裁パネルに提出された主張の範囲を超えるものであるとき、又は仲裁パネルが請求事項の一つを判断しなかったとき、仲裁判断は取り消され得る（PILA190 条 2 項c)号）。本条の目的は、仲裁パネルによってなされた決定に関し、当事者が主張する機会を保証されないということを守るためにある⁴⁴。ここでいう「提出された主張」（claims submitted）とは、訴訟物に関する請求のことをいい、手続的な主張については、含まないとされている。

仲裁パネルが、申立人の実質的な請求の一つについて判断しなかった場合、「請求事項の一つを判断しなかった」と評価される。

また、仲裁パネルが、請求された事項以上に、又は請求されたものと別の事項を認めた場合、「仲裁パネルに提出された主張の範囲を超える」と評価される⁴⁶。

イ CAS 仲裁判断が争われた事例

スイス国際私法典 190 条 2 項c)号に基づき、CASの仲裁判断の取消しが求められたことはあるが、取消しが認容された事例は、これまでに存在しない⁴⁷。

（5）d) 当事者の平等取扱いの原則又は当事者の聴聞を受ける権利が侵害されたとき。

スイス国際私法典第 12 章は、当事者の平等取扱いの原則又は当事者の聴聞を受ける権利が侵害されたとき、仲裁判断は取り消され得ることを定めている（PLA190 条 2 項 d)号）。本号は、スイス国際私法典 182 条 3 項に、当事者の平等取扱いの原則又は当事者の聴聞を受ける権利が規定されていることと関係している。

本号による取消しを主張する当事者は、仲裁手続中に直ちに異議を唱えなければな

⁴³ 4A_627/2011,

<http://www.swissarbitrationdecisions.com/sites/default/files/8%20mars%202012%204A%20627%202011.pdf>
(2019.3.25 アクセス)

⁴⁴ Kaufmann-Kohler & Stucki, Ch 8, Challenge and Revision of the Award, p. 146

⁴⁵ Arroyo, Volume I, Ch 2 Commentary on Chapter 12, p. 284, para 47

⁴⁶ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.477, para 8.131

⁴⁷ Mavromati & Reeb, p. 574, R59 Award, para 39.

らず、本号の事由を仲裁手続で主張しなかった場合、本号に基づく取消しを求める権利を放棄したものとみなされる⁴⁸⁴⁹。

ア 当事者の聴聞を受ける権利が侵害された場合

(ア) 原則

「当事者の聴聞を受ける権利」とは、仲裁判断が出る前に、事実関係に関する主張及び法的な主張を提出し、又は証拠採用手続きを採ることを求める権利であるとされている⁵⁰。また、当該権利は、当事者は、相手方当事者による主張に対し反論し、若しくは相手方当事者から提出された証拠を精査し、異議を唱え、自己の証拠を提出する権利を保障するものである⁵¹。

したがって、仲裁パネルが、当事者に主張の機会を与えない形で仲裁手続を進めた場合、PILA190条2項d)号に則り、仲裁判断が取り消されうる。この際、当該主張の結果、請求が認容されるか否かの可能性が、取消しの成否に影響することはない。

他方で、仲裁パネルが、当事者の主張する法原則とは異なる法原則を適用して判断すること自体は、取消事由を構成するとは解されていない⁵²。但し、仲裁パネルは、当事者が想像もできないような法原則を適用してはいけない。仲裁パネルは、当事者が結論を決定付ける法的問題を完全に見落としているような場合は、この問題を指摘した上で、当事者に、主張の機会を与えなければならない。

(イ) CAS 仲裁判断が争われた事例

本号に基づくCASの仲裁判断の取消請求は、多く行われており、その中には実際に取消しが認められたケースも含まれている⁵³。

過去に、190条2項d)号により、CASの仲裁判断が取り消された事例としては、次の4例がある。

- ① アンチ・ドーピング規則違反に問われたプロテニスの競技者が、自身に処分を課すことは、アメリカ合衆国・デラウェア州法に違反するという主張をしていた際に、仲裁パネルが、当該デラウェア州法が本件に適用されないことに関する主張の機会を当該競技者に与えなかったことが、「当事者の聴聞を受ける権利」の侵害にあたるとして、CASの仲裁判断（CAS 2005/A/951）が取り消された事例（4P.172/2006⁵⁴）

⁴⁸ Mavromati & Reeb, p. 576, R59 Award, para 41.

⁴⁹ Arroyo, Volume I, Ch 2 Commentary on Chapter 12, p. 293, para 75

⁵⁰ Arroyo, Volume I, Ch 2 Commentary on Chapter 12, p. 300, para 94

⁵¹ Arroyo, Volume I, Ch 2 Commentary on Chapter 12, p. 300, para 95

⁵² Arroyo, Volume I, Ch 2 Commentary on Chapter 12, p. 316, para 145

⁵³ Mavromati & Reeb, p. 576, R59 Award, para 46によれば、同書執筆時点において、45件の取消請求があり、3件のCASの仲裁判断が取り消されている。

⁵⁴ 4P.172/2006, <https://law.marquette.edu/assets/sports-law/pdf/2012-conf-canas-english.pdf> (2019.3.25 アクセス)

- ② スペインのサッカーエージェントが、ポルトガルに住むブラジル人選手に対し、エージェント手数料を求めた事案で、CASの仲裁パネルが、当該エージェントに対し、スイスの国内法であるFederal Act on Employment Services and the Leasing of Servicesの適用に関する主張の機会を与えなかったことが、「当事者の聴聞を受ける権利」の侵害にあたるとして、CASの仲裁判断（CAS 2007/A/1371）が取り消された事例（4A_400/2008⁵⁵）
- ③ CASの仲裁パネルが、仲裁判断中の費用の負担に関し、当該仲裁手続の間に、請求人（仲裁手続の申立人）に主張をする機会を与えなかったことが、請求人の「聴聞を受ける権利の侵害にあたるとして、CASの仲裁判断（CAS 2010/O/2166）のうち、請求人の費用負担を認めた部分を取り消した事例（4A_600/2010⁵⁶）⁵⁷。
- ④ サッカー選手とサッカークラブとの間の雇用紛争に関し、国際サッカー連盟紛争解決室が、競技者らの契約終了の正当性を認め未払給与の支払いを認容したところ、CASの仲裁パネルもこれを維持する仲裁判断を行った。これに対し、当該クラブが、スイス連邦最高裁判所に当該仲裁判断の取消しを求めたところ、当該選手が怪我をしている事実や当該クラブによる治療費の支払いに関するクラブの主張が取り上げられなかったこと及び別の選手らの給与額に関するクラブの主張が取り上げられなかったことが、クラブの「聴聞を受ける権利」の侵害にあたるとして、CASの仲裁判断が取り消された事例（4A_246/2014⁵⁸⁵⁹）。

イ 当事者の平等取扱いの原則が侵害された場合

（ア）原則

スイス国際私法典によれば、当事者は、平等に扱われなければならない（PILA182条3項）。

「平等取扱い」は、手続の開始から終了まで、すべて保障される必要がある⁶⁰。

⁵⁵ 4A_400/2008,
<http://www.swissarbitrationdecisions.com/sites/default/files/9%20f%C3%A9vrier%202009%204A%20400%202008.pdf> (2019.3.25 アクセス)

⁵⁶ 4A_600/2010,
<http://www.swissarbitrationdecisions.com/sites/default/files/17%20mars%202011%204A%20600%202010.pdf> (2019.3.25 アクセス)

⁵⁷ Arroyo, Volume I, Ch 2 Commentary on Chapter 12, p. 303, para 104

⁵⁸ 4A_246/2014,
<http://www.swissarbitrationdecisions.com/sites/default/files/15%20juillet%202015%204A%20246%202014.pdf> (2019.3.25 アクセス)

⁵⁹ CAS, *Judgement of the Swiss Federal Tribunal 4A_246/2014, 15 July 2015 A. SA. (Appellant) v. B., C., et al. (Respondent)*, CAS Bulletin 2016_2, pp. 86-90

⁶⁰ Arroyo, Volume I, Ch 2 Commentary on Chapter 12, p. 297, para 83

(イ) CAS 仲裁判断が争われた事例

当事者の「平等取扱いの原則」に反したことにより、CAS の仲裁判断が取り消された事例は、これまで存在しない。

(6) e) 公序又は善良の風俗に反する場合

ア 総論

スイス国際私法典は、公序又は善良の風俗に反する場合を取消事由として定めている (PILA190 条 2 項 e))。この「公序」違反は、スイス連邦最高裁判所が仲裁判断の内容について判断することのできる、唯一の取消事由である。

1989 年から 2018 年まで、本号に基づいて、スイスを仲裁地とする国際仲裁事案の仲裁判断が取り消された事例は 2 件しかなく、これらはいずれも CAS におけるスポーツ仲裁の事案である。

ここでいう「公序」には、実体的公序と手続的公序の二類型がある。以下、それぞれを説明する。

イ 実体的公序

(ア) 概要

スイス国際私法典 190 条 e)号は、「実体的公序」の違反がある場合に認められる。

「実体的公序」に反する場合とは、仲裁判断が、基本的な法原則に違反し、広く認識されている価値を無視するような場合とされている⁶¹。ここでいう法原則とは、契約の尊重、権利濫用の禁止、信義誠実の原則、搾取禁止、差別禁止などである⁶²。

スイス連邦最高裁判所は、仲裁判断の理由が公の秩序に反するに留まらず、仲裁判断の結果が公の秩序に反する場合に取消しを認めている⁶³。

(イ) CAS において争われた事例

FIFA規律委員会が規律委員会規則に基づいて選手に課した処分（期限までに支払いを行わなければ、サッカー活動の永久資格停止とする処分）を認容したCAS の仲裁判断 (CAS 2010/A/2261、CAS 2010/A/2263) の取消しが求められた事案において、制限のない職業上の処分は明白かつ厳格な個人の権利を侵害し、スイス民法 27 条が認める契約自由の原則を無視するものであるから、「公序」に反するものとして、当該仲裁判断の取消しが認められた (4A_558/2011⁶⁴—マツザレムケー

⁶¹ Arroyo, Volume I, Ch 2 Commentary on Chapter 12, p. 297, para 163

⁶² Ibid.

⁶³ Arroyo, Volume I, Ch 2 Commentary on Chapter 12, p. 297, para 165

⁶⁴ 4A_558/2011,

<http://www.swissarbitrationdecisions.com/sites/default/files/27%20mars%202012%204A%20558%202011.pdf>

(2019.3.25 アクセス)

ス)。

ウ 手続的公序

(ア) 概要

スイス国際私法典 190 条e)号は、「手続的公序」の違反がある場合にも認められる。ここでいう「手続的公序の違反がある場合」とは、基本的及び一般的な手続原則であって、許容できない不正義をもたらしたり、法律に定められた価値や国家のルールに違反する場合をいう⁶⁵。

例えば、「既判力の原則」に反することは、手続的公序の違反となりうる⁶⁶。

(イ) CAS において争われた事例

スペインのクラブ（移籍元クラブ）が、ある選手の移籍に伴い第三者クラブ（移籍先クラブ）に損害賠償請求を求めた事案において、チューリッヒ市の国内裁判所（Commercial Court）は、「適用される 1997 年の FIFA 選手の地位と移籍に関する規則がヨーロッパ及びスイスの競争法に反するため無効であり、従って移籍元クラブの請求は認められない」と判断した。これに対し、当該クラブは、2009 年 1 月に、CAS の通常仲裁部に仲裁申立てを行ったところ、当該事案の CAS パネルは、移籍先クラブが、移籍元クラブに損害賠償を支払うように認める CAS 仲裁判断を下した（CAS 2009/A/1765）。

これに対し、移籍先クラブがスイス連邦最高裁判所にスイス国際私法典 190 条 2 項e)号を理由に取消請求を行ったところ、スイス連邦最高裁判所は、チューリッヒ市の国内裁判所の判決がありながら、CAS が仲裁判断を行うことは、既判力の原則に反するとして、スイス国際私法典 190 条 2 項e)号に基づき、仲裁判断の取消しを認めた（4A_490/2009⁶⁷）。

(7) 取消事由の任意的追加・拡張

スイス国際私法典の下においては、当事者間の合意で、取消事由を追加することは認められない⁶⁸。当事者の合意により取消事由を追加することは、司法制度に干渉することになるため当事者間の私的自治の範囲の外の事項とされている⁶⁹。

3 仲裁判断の取消手続

⁶⁵ Mavromati & Reeb, p. 576, R59 Award, para 66

⁶⁶ Mavromati & Reeb, p. 576, R59 Award, para 67

⁶⁷ 4A_490/2009,

<http://www.swissarbitrationdecisions.com/sites/default/files/13%20avril%202010%204A%20490%202009.pdf>
(2019.3.25 アクセス)

⁶⁸ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.466, para 8.131

⁶⁹ Ibid.

(1) 申立て

ア 当事者適格

仲裁判断の取消請求にかかる当事者適格は、仲裁判断によって直接影響を受ける当事者であって、仲裁判断の変更により、個人的かつ具体的な利益のある者にのみ認められる⁷⁰。当事者適格が認められる典型的な当事者は、仲裁手続の当事者である。

仲裁判断の当事者でない者に仲裁判断の取消訴訟の当事者が認められるかが問題になる。この点、スイス連邦最高裁判所は、仲裁手続の当事者ではない者に、当事者適格を認めた事例がある⁷¹。

イ 申立書の絶対的記載事項

仲裁判断の取消請求の申立書は、以下の事項を含むものでなければならない（連邦最高裁判所法 90 条）。

- ・ 取消しの対象となる仲裁判断の特定
- ・ 申立人の求める請求の内容
- ・ 重要な事実に関する簡潔な陳述
- ・ 申立人が主張する仲裁判断の取消事由に関する簡潔な陳述

仲裁判断の取消しの意図を示すだけで、仲裁判断の取消事由に言及がない申立書は、何ら効果を有しない。

ウ 取消請求の時的限界

(ア) 概要

取消請求は、仲裁判断を通知した日から 30 日以内に行わなければならない（スイス連邦最高裁判所法 100 条）。現在検討されているスイス国際私法典の改正案においては、30 日の期限がスイス国際私法典に記載される予定である（改正案 189a 条 4 項）。

申立期間は、初日不算入であり、最終日が祝日又は日曜日である場合、次の営業日まで伸長される（スイス連邦最高裁判所法 32 条）⁷²。この出訴期間は、原則として、延長されることはない（スイス連邦最高裁判所法 47 条 1 項）⁷³。仮に、当事者が仲裁判断の訂正を求めているとしても、当該訂正の請求は出訴期間の進行を停止するものではない⁷⁴。

仮に、申立人が提訴期間を遵守できなかった場合、訴えは不適法として却下される。

⁷⁰ Kaufmann-Kohler & Stucki, Ch 8, Challenge and Revision of the Award, p. 138

⁷¹ Ibid.

⁷² Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.432, para 8.39

⁷³ 申立人が、過失なく 30 日以内の提訴を妨げられ、当該理由と共に提訴を行った場合は例外的に認められる余地がある（スイス連邦裁判所法 50 条 1 項）

⁷⁴ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.432, para 8.37

(イ) スポーツ仲裁事例における取消請求の起算点

スポーツ仲裁においては、主文のみの通知がなされ、判断の理由が後に通知されることが行われている。

例えば、CAS仲裁においては、主文のみの通知が可能である (R59)。この場合、出訴期間は、理由を含む完全なCAS仲裁判断の通知の日から進行する⁷⁵。

(2) 審理

ア 審理方法

仲裁判断の取消請求に対する手続は、1st Civil Law Chamber (第一民事法室) によってのみ行われる。このように特定の裁判所の部門のみが扱うことにより、審理の専門性と決定手続の一貫性が担保される⁷⁶。

仲裁判断の取消請求に対する審理は、原則、書面審理で行われる。証人によって立証される新たな証拠がある場合などには、口頭審理が開かれることもある⁷⁷。

審理は、通常、書面の交換が一回行われるのみである。例外的に複雑な事案については、書面の交換が二回行われることもある。

スイス連邦最高裁判所が、当該申立てが要件を欠くと考える場合は、相手方当事者の意見を聴くことなく、当該申立てを却下することもできる。

イ 審理の流れ・所要期間

通常 of 審理の流れは以下の通りである⁷⁸。

- 仲裁判断の受領日から 30 日以内に、当事者が、スイス連邦最高裁判所に対し、スイス連邦最高裁判所法 89 条 1 項及び 90 条に従った取消訴訟の申立書を提出する。
- スイス連邦最高裁判所は、申立て後速やかに、取消しを求める申立人に対し、預託金を支払うよう求める。支払期限は、概ね申立日から 20 日以内である。仮に、預託金が指定された期限までに支払われなければ、当該申立ては、却下される。
- スイス連邦最高裁判所は、預託金を受け取った後、申立書の手続的要件及び実体的理由が欠けていないかを確認する。この確認の結果、申立てが却下され、又は即座に棄却されることがある。
- 要件が欠けていなければ、スイス連邦最高裁判所は、連邦最高裁判所法 93 条に従い、相手方当事者に対し、証拠と共に反論を提出するよう命令する。

⁷⁵ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.432, para 8.36

⁷⁶ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.461, para 8.114

⁷⁷ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.461, para 8.115

⁷⁸ Kaufmann-Kohler & Stucki, Ch 8, Challenge and Revision of the Award, pp. 140-141

当該命令は、申立書の提出から 5 週間から 6 週間ほどでなされる。反論の提出は 30 日以内に行うことを求められる。

- 最後の反論書の提出があつてから、約 2 か月から 4 か月で、主文が下される。理由は主文の通知から 4 週間から 6 週間後に通知される。

以上のことから、4 か月から 6 か月程度で結論が出され、5 か月から 7 か月程度で、理由が通知される⁷⁹。

ウ 仲裁判断の一部の取消し

スイス連邦最高裁判所は、取消しの範囲を一部とすることができる。この場合は、取り消される（無効となる）部分と有効に維持される部分とが分離される⁸⁰。

（3）執行停止制度

（ア）概要

仲裁判断は、仲裁判断を当事者に通知した日に執行可能である（PILA190 条 1 項）。よって、仲裁判断の取消請求を行ったとしても、仲裁判断の執行には影響しない⁸¹。

もともと、仲裁判断の執行に反対する当事者は、仲裁判断の執行停止を申立てることができる（連邦最高裁判所法 104 条）。CASの仲裁判断に対しても仲裁判断の執行停止を求めることが可能である⁸²。

（イ）実体要件

執行停止の申立てが認められる場合とは、次の場合が考えられるが、必ずしも認容要件が、実務上明確になっているわけではない⁸³。

- ① 執行停止を求める者が、仲裁判断を即座に執行することが当該当事者に回復不可能な損害を及ぼすこと
- ② 申立人の利益が、相手方の利益を上回ること
- ③ 仲裁判断の取消しの可能性が確からしくあること（*prima facie*）⁸⁴。

金銭の支払いを求める仲裁判断の執行停止は、①の要件を欠くとされるため、認められる可能性は低い⁸⁵。

⁷⁹ Kaufmann-Kohler & Stucki, Ch 8, Challenge and Revision of the Award, pp. 140-141

⁸⁰ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.464, para 8.122

⁸¹ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.452, para 8.92

⁸² Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.452, para 8.93

⁸³ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.453, para 8.95 及び同 p.454, 8.97

⁸⁴ スイス連邦裁判所は、この要件を厳格に判断しており、仲裁判断の取消の可能性が高い場合にのみ、執行停止を認めている（Kaufmann-Kohler & Stucki, Ch 8, Challenge and Revision of the Award, p. 141）

⁸⁵ 仲裁判断に従いお金を支払うと破産する可能性があり、又は、所在地の関係上、一度支払ってしまうと回復がおよそ不可能になる場合であることを証明しなければならない（Kaufmann-Kohler & Stucki, p. 141）

他方、スポーツ紛争の場合、競技者が、競技活動を実施することができないことは、回復できない損害となりうることが認められている。もっとも、クラブが競技会に出場できないことは、原則として、回復できない損害とはならないとされている⁸⁶。

CASの手続では主文のみが通知されることがあるが、当該主文のみの仲裁判断でも執行停止の目的のために、取消しを申立てることができる。理由付き仲裁判断が下されていないために、理由が明らかでないときは、上記要件のうち、回復不可能な損害の要件と、利益衡量の要件の二つによってのみ、執行停止が決定される⁸⁷。

(ウ) 手続要件

執行停止の申立ては、仲裁判断の取消しの申立てが行われた場合にのみ、有効となり、取消しの申立てをする前に執行停止の申立てをすることはできない。実務上は、取消しの申立書の中に、執行停止の申立ても記載されるのが通常である⁸⁸。

スイス連邦最高裁判所は、相手方及び仲裁パネルのいずれに対し、期限を設定して、執行停止の申立てに対する意見を求めることができる⁸⁹。緊急の場合、スイス連邦最高裁判所は、相手方に対する意見を待たずに、執行停止を付与することも可能である⁹⁰。この場合、裁判所は速やかに相手方に対し意見を述べる機会を与え、それを踏まえて改めて決定を出すことができる⁹¹。相手方が期限までに求められた意見を述べない場合は、執行停止を付すことについて同意したものとみなされる。

(エ) スポーツ仲裁事案における実例

2009年、ドイツの女子スピードスケート選手がアンチ・ドーピング規則違反の資格停止処分の執行停止を認めCAS仲裁判断（CAS 2009/A/1912 & 1913）⁹²の取消しを求めた事案において、スイス連邦最高裁判所は、資格停止処分の執行停止を

⁸⁶ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.454, para 8.97

⁸⁷ スイス連邦裁判所、Aufschiebende Wirkung für Beschwerde von Paolo Guerrero

Gewährt,

https://www.bger.ch/files/live/sites/bger/files/pdf/Medienmitteilungen/de/4A_318_2018_Intranet_Embargobruch_d.pdf(2019.3.25 アクセス)

⁸⁸ Kaufmann-Kohler & Stucki, Ch 8, Challenge and Revision of the Award, p. 141

⁸⁹ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.452, para 8.94

⁹⁰ 4A_612/2009,

<http://www.swissarbitrationdecisions.com/sites/default/files/10%20fevrier%202010%204A%20612%202009.pdf>(2019.3.25 アクセス)。

⁹¹ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.452, para 8.94

⁹² CAS 2009/A/1912 P. v. *International Skating Union (ISU) & CAS 2009/A/1913 Deutsche Eisschnelllauf Gemeinschaft e.V. (DESG) v. International Skating Union (ISU)*,

<http://jurisprudence.tas-cas.org/sites/CaseLaw/Shared%20Documents/1912,%201913.pdf>(2019.3.25 アクセス)

認めている（4A_612/2009 ペヒシュタイン事件⁹³）。

また、2018年、ペルーの男子プロサッカー選手が、アンチ・ドーピング規則違反の資格停止処分を確認したCAS仲裁判断（CAS 2018/A/5546、CAS 2018/A/5571⁹⁴）の取消しを求めた事案において、スイス連邦最高裁判所は、資格停止処分の執行停止を認めている（4A_318_2018 ゲレーロ事件）⁹⁵⁹⁶。

4 仲裁判断の取消しの効果

スイス連邦最高裁判所は、本案に関し自ら判断する権限を持たないため、仲裁判断の取消しがなされた場合、当該事案は、従前の手続と同一の仲裁パネルに対し、差し戻される⁹⁷。

差し戻し後、同一の仲裁パネルを構成することが難しい場合、原審の仲裁と同一の規則に基づき、新たな仲裁パネルが構成される。

5 費用

仲裁判断の取消しを求める当事者は、スイス連邦最高裁判所が定める期限までに、預託金を支払わなければならない⁹⁸。その額は、100,000 スイスフランを上限とし、係争額によって定まる⁹⁹。仲裁判断の取消請求が棄却された場合、預託した全額が裁判所に充てられる。

相手方が本案についての主張を提出する前に、費用負担を求めた場合に、スイス連邦最高裁判所は、仲裁判断の取消しを求める当事者の側に、相手方の費用を負担するよう命じることも可能である。

スイス連邦最高裁判所は、敗訴当事者に対し、裁判所手数料と相手方当事者の弁護士費用の（一部の）負担を命じることができる¹⁰⁰。相手方当事者が複数いる場合は、いずれの相手方当事者の弁護士費用も負担する。

⁹³ 前掲注 90) 4A_612/2009

⁹⁴ CAS 2018/A/5546, *José Paolo Guerrero v. FIFA* / CAS 2018/A/5571 *WADA v. FIFA & José Paolo Guerrero*, http://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/CAS_2018.A.5546_CAS_2018.A.5571_Award_FINAL.pdf(2019.3.25 アクセス)

⁹⁵ スイス連邦最高裁判所、*Aufschiebende Wirkung für Beschwerde von Paolo Guerrero*

Gewährt,

https://www.bger.ch/files/live/sites/bger/files/pdf/Medienmitteilungen/de/4A_318_2018_Intranet_Embargobruch_d.pdf (2019.2.3 アクセス)

⁹⁶ CAS, メディアリリース、*CAS will not object to the urgent request for a stay filed by Paolo Guerrero at the Swiss Federal Tribunal*, at http://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Media_Release_5546.pdf(2019.3.25 アクセス)

⁹⁷ Kaufmann-Kohler & Stucki, Ch 8, Challenge and Revision of the Award, p. 142

⁹⁸ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.456, para 8.101

⁹⁹ Kaufmann-Kohler & Stucki, Ch 8, Challenge and Revision of the Award, p. 142

¹⁰⁰ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.457, para 8.106

第3 仲裁判断の再審制度

1 仲裁判断の再審制度の概要

(1) 制度の根拠

仲裁判断の Revision（以下「再審」という）とは、決定が確定した後、管轄を持つ仲裁機関に対し、再考を促す救済手段のことをいう。

スイス国際私法典第12章には、再審を定めた規定はない¹⁰¹。ところが、スイス連邦最高裁判所は、スイスを仲裁地とする国際仲裁事案における救済手段として、再審が可能であることを認めている¹⁰²。ただし、過去に仲裁判断の再審が認められたケースは、二つしか存在しない¹⁰³。

現在検討されているスイス国際私法典第12章の改正案においては、再審の規定が新たに規定される見込みである（改正案190a条）¹⁰⁴。

(2) 管轄

仲裁判断の再審の請求の管轄は、原則として、スイス連邦最高裁判所が有する。他方で、当事者が、仲裁判断の再審の権限を仲裁パネル自体に与えることもできる。

2 仲裁判断の再審事由

(1) 総論

再審請求が認められるためには、①仲裁判断が犯罪又は重罪によって影響されたこと、又は②仲裁手続の時点では考慮できなかった新たな証拠が発見されたことのいずれかが満たされることが必要である¹⁰⁵。

仲裁パネルの構成に関する忌避事由が後に見つかった場合に再審事由となるかは、定まった考えがなかった¹⁰⁶。もっとも、現在検討されている国際私法典第12章の改正案の中には、仲裁パネルの構成に関する忌避事由が後に見つかった場合が再審事由となることが規定される見込みである（改正案190a）¹⁰⁷。

(2) 仲裁判断が犯罪又は重罪によって影響されたこと

刑事手続において、犯罪又は重罪によって影響されていたことが判明した場合には、仲裁判断の再審を求めることができる。

過去に、仲裁人が、賄賂の支払いに関する契約の目的を偽るために誤導されたこと

¹⁰¹ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.508, para 8.206

¹⁰² Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.508, para 8.207

¹⁰³ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.517, para 8.229

¹⁰⁴ スイス Federal Council、スイス国際私法典の改正案、

<https://www.admin.ch/opc/de/federal-gazette/2018/7213.pdf>(2019.1.14 アクセス)

¹⁰⁵ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.510, para 8.212

¹⁰⁶ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8, The Annulment and Enforcement of the Award, p.510, para 8.214

¹⁰⁷ 前掲注104) スイス Federal Council・スイス国際私法典の改正案

が判明したため、再審の請求が認められた事案がある（4A_596/2008）¹⁰⁸¹⁰⁹。

（3）仲裁手続の時点では考慮できなかった新たな証拠が発見されたこと

仲裁手続の時点では考慮できなかった新たな証拠が発見された場合、再審が認められうる。

ここでいう「新たな証拠」とはいかなる証拠を言うのかが問題になる。

原審の仲裁判断が下される前に、証拠を見つけた場合、当該当事者は、直ちに又は審理終結後の場合は仲裁手続の再開を申し立てて、提出すべきであり、それをしなかった場合、当該証拠は、再審手続の中では、「新たな証拠」とはみなされない。

また、仲裁手続の時点で存在しており、アクセスすることもできたが、当事者が仲裁判断の後にこれを見つけたという場合、当該証拠は「新たな証拠」とはみなされない¹¹⁰。

3 仲裁判断の再審手続

（1）申立適格

申立ての適格は、仲裁判断の当事者又はその承継人に限られる。また、当該当事者は、“Interest worthy of protection”（再審によって保護されるべき利益）を有することを疎明しなければならない¹¹¹。

（2）手続

仲裁判断の再審の申立ては、再審事由を知ってから 90 日以内に行わなければならない。現在、検討されている国際私法典第 12 章の改正案においては、この 90 日の出訴期間の定めが明確に定められる見込みである（改正案 190a 条 1 項）¹¹²。

4 再審命令の効果

再審の手続において、スイス連邦最高裁判所は、再審事由が充足されているか否かのみを判断する。スイス連邦最高裁判所が、再審事由が充足されていると認める場合、仲裁判断は取り消され、スイス連邦最高裁判所は、仲裁パネルに対し新たな仲裁判断を下すよう求める¹¹³。

他方で、スイス連邦最高裁判所は、仲裁パネルに対し、新しい証拠に基づく結果の内容に関する指示をすることはない。

¹⁰⁸ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8 The Annulment and Enforcement of the Award, p.514, para 8.220

¹⁰⁹ 4A_596/2008,

<http://www.swissarbitrationdecisions.com/sites/default/files/6%20octobre%202009%204A%20596%202009.pdf>
(2019.3.25 アクセス)。

¹¹⁰ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8 The Annulment and Enforcement of the Award, p.510, para 8.212

¹¹¹ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8 The Annulment and Enforcement of the Award, p.510, para 8.211

¹¹² 前掲注 104) スイス Federal Council、スイス国際私法典の改正案

¹¹³ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8 The Annulment and Enforcement of the Award, p.516, para 8.224

申立人の再度の仲裁申立てにより、仲裁パネルが再度構成され、当該仲裁パネルは、仲裁手続の合意に従って、手続を進行する。当該仲裁パネルは、新たな証拠及び当該仲裁手続の終結時までの証拠に基づいて、改めて仲裁判断を行う。この場合、仲裁パネルが、新たな証拠に基づいて判断をした結果、再審請求が認められた事案で、必ずしも原審と異なる結論の仲裁判断が出るわけではない¹¹⁴。

¹¹⁴ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8 The Annulment and Enforcement of the Award, p. 517, para 8.227

第4 欧州人権裁判所への提訴

1 概要

スイス連邦最高裁判所の決定は、欧州人権条約違反を理由として、スイス連邦を被告として、欧州人権裁判所において不服申立ての対象となる¹¹⁵（欧州人権条約 34 条）。欧州人権裁判所が請求人の請求を認容した場合、請求人は、スイス連邦最高裁判所に対して、決定の再審（Revision）を求めることができ、遡及的な仲裁判断の取消しを得ることができる¹¹⁶。

欧州人権裁判所への提訴は、仲裁判断の執行を停止するものでもなく、判断まで何年もかかるため、件数が多いわけではない¹¹⁷。

2 スポーツ仲裁における実例

CAS 仲裁判断の取消請求を棄却したスイス連邦最高裁判所の決定に対し、欧州人権裁判所における請求がなされた事案として、*Mutu and Pechstein v. Switzerland* - 40575/10 and 67474/10 がある¹¹⁸。

本事案では、CAS が独立かつ中立の仲裁パネルといえる否か（欧州人権条約 6 条 1 項）が主に問題になった。小法廷多数意見は、CAS が独立かつ中立の仲裁パネルであることを認め、申立人の請求を棄却している¹¹⁹。

請求人は、上記小法廷の判断に対し、大法廷の審理を求めていたが（欧州人権条約 43 条）、2019 年 2 月 5 日、大法廷の審査部会は、当該付託請求を却下した¹²⁰。これにより、小法廷判決が確定し、請求人らの欧州人権裁判所における訴訟は終了した。

以上

¹¹⁵ Kaufmann-Kohler & Rigozzi, Ch 8 The Annulment and Enforcement of the Award, p.424, para 8.14

¹¹⁶ *Ibid.*

¹¹⁷ *Ibid.*

¹¹⁸ European Court of Human Rights, *Information Note on the court's case law 222, Mutu and Pechstein v. Switzerland – 40575/10 and 67474/10*

¹¹⁹ なお、同判決は、CAS が審問の公開を拒否したことは、欧州人権条約 6 条 1 項に違反することを認めた。これを受け、CAS は、2019 年 1 月 1 日付けで CAS 規程を改定し、不利益処分事案で競技者側が求めた場合には、一部の例外を除き、CAS の審問が公開されることになった（2019 年 1 月 1 日施行 CAS 規程 57 条参照）。

¹²⁰ CAS, 2019 年 2 月 5 日付けプレスリリース、*The European Court of Human Rights (ECHR) rejects the request of Claudia Pechstein to refer her case to the Grand Chamber of the ECHR. The Matter Pechstein/Mutu/CAS/Switzerland is now over and the ECHR Judgment of 2 October 2018 becomes final and binding*, Retrieved from https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Media_Release_Pechstein_ECHR_GC.pdf (2019.2.6 アクセス)

参考文献

- Gabrielle Kaufmann-Kohler & Blaise Stucki, *International Arbitration in Switzerland A Handbook for Practitioners*
- Manuel Arroyo, *Arbitration in Switzerland The Practitioner's Guide*, Volume II, Chapter 15 The CAS Procedural Rules
- Gabrielle Kaufmann-Kohler, Antonio Rigozzi, *International Arbitration Law and Practice in Switzerland*
- Stefanie Pfisterer, Anton K. Schnyder, *International Arbitration in Switzerland* (swiss law in a nutshell series)
- Despina Mavromati and Matthieu Reeb, *The Code of the Court of Arbitration for Sport Commentary, Cases and Materials*
- Despina Mavromati, *Review of CAS-Related Jurisprudence of the Swiss Federal Tribunal, International Sport Arbitration : 5th Conference CAS & SAV/FSA Lausanne 2014*
- Despina Mavromati, *Applicability of Swiss Law in Doping Cases*
- Antonio Rigozzi, *Challenging Awards of the Court of Arbitration for Sport*, Journal of International Dispute Settlement, Vol. 1, No. 1, pp. 217–265
- Lucien Valloni, *The role of the Swiss Federal Supreme Court in sporting-disputes*
- Massimo Coccia, *The jurisprudence of the Swiss Federal Tribunal on challenges against CAS awards* (CAS Bulletin 2013_2)

